地域・業界のデザイン振興・保護活動紹介 98

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとそのデザイン

クリエイティブ・コモンズ・ジャパン/NPO法人コモンスフィア　理事長　渡辺智暁

◇はじめに

本稿ではクリエイティブ・コモンズ・ライセンスという主に著作権を中心とした権利を扱うライセンスについてその思想とデザインの面から解説することを試みたい。その要点を非常に大雑把に先取りして言えば、独占的、あるいは排他的な権利として作用しがちな知財権の世界に「シェア」の要素を持ち込むためのツールである。インターネットの広がりと共にこのようなニーズも広がり、幅広く利用されてきたが、同時にこれまではライセンス契約のようなものと無縁だったような多くのネット利用者も利用しやすく、シェアの広がりを通じて共有資源（コモンズ）が拡大していくように工夫が盛り込まれたライセンスとなっている。本誌の主な読者には法律の専門家も、デザインの専門家も含まれる旨を編集部より伺っているため、以下では法律の専門家でない方にも理解できるものとするように心がけつつ、こうした点を述べていきたい。

なお筆者はクリエイティブ・コモンズに2007年頃より継続的に関わっている。クリエイティブ・コモンズというのは一面ではグローバルなムーブメントのようなもので、日本におけるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの普及振興やサポートなどの活動を展開するプロジェクトとしてクリエイティブ・コモンズ・ジャパンが存在するが、そのチームに参加し、またこのプロジェクトのホストとなるNPO法人コモンスフィアの理事長を務めている。ただし、本稿で述べるクリエイティブ・コモンズ・ライセンス等に関する見解は筆者個人の解釈によるものであり、関係団体やプロジェクトなどの公式見解とは一致しない場合があることをお断りしておく。

◇ネット上の活動と著作権

ネット上では様々な情報資源が共有される。そこには必ずしも明示的な契約が存在しないことも多い。ネットミームが様々なソーシャルメディアで投稿されて広がっていく現象や、TikTokなどで流行しているダンスのショート動画が投稿され振付が広がっていく現象を考えると、そこには著作物の複製、翻案、上演、ネット上での公開（公衆送信）などと著作権法で言われる行為が伴っていることも多く、従って多くの場合は許諾が必要であるように見える。プラットフォームの利用規約が一定の役割を担っていることもあるが、何の許諾の仕組みもないこともある。

著作権はとても広く存在し、強い権利で、簡単に発生するという性質を持っているから、ネット上の活動にかなり広く著作権が関係してくる。意匠権や特許権などと違い、著作権は登録を必要とせず、新規性も成立要件ではない。必要とされるのは思想や感情の創作的な表現であることで、ありふれている、誰が表現しても同じになるなどの事情がある場合には創作性が否定されることもあるが、全く新しいことまでをも要求するものではない。また、高度な審美性・芸術性などを備えているかどうかなどの表現の質の判断は裁判所が行うべきものではないとしてできるだけ広い範囲の表現に創作性を認め、ちょっとしたネット上の書き込みに対しても著作権を認める判決なども存在する。その一つの帰結として、ネット上で人々が行う様々な表現活動やコミュニケーションはその多くが著作物でありうるし、許諾なしに他人がそれらを利用する行為は著作権侵害になりうる。